

豊橋市起業支援事業費補助金 申請時チェックリスト

※申請する前に必ずチェックをお願いします。申請は1回限りです。申請書と一緒にこのチェックリストを提出してください。

↓確認や書類が準備できていたらし点を記入

申請人：

No	チェック	必要書類	確認事項
1		—	・開業もしくは会社を設立前に事業を営んでいないか（いわゆる法人成りは対象外）
2		—	・市内に本社（個人については住所）があるか ・納税地が豊橋市である方が対象 ・適法に事業が営める場所かどうか確認しているか（例：市街化調整区域等）
3		—	・No.2以外に事業所（店舗等）がある場合、それも市内か
4		—	・フランチャイズチェーンではないか
5		—	・キャバレー、ナイトクラブ、風営法第2条第5項の性風俗関連特殊営業や同条第13項の接客業務受託営業ではないか
6		—	・補助金の対象となる経費は算出できているか （補助申請日までの経費、設備・備品に係る費用は10万円以上のものが対象）
7		—	・市税を滞納していないか
8		交付申請書兼実績報告書 （様式第1）	・住所または所在地は正しく記入されているか 法人：登記事項証明書に記載されている本店所在地 個人事業者：住民票に記載されている住所 ・記入漏れはないか
9		【法人】登記事項証明書の写し	・発行から3か月以内のものの写しで、法人の設立日が申請日の1年以内か（法務局で入手）
		【個人事業者】開業届の写し	・開業日が申請日の1年以内か（税務署へ提出済のもの）
10		補助対象経費に係る領収書等、 出金したことがわかるものの写し	・領収書などの宛て名は申請者又は屋号と同じであるか ・どの部分が取り組んだ事業に係る経費が分かるものか ・支払い及び納品が全て終わっているか ・配偶者又は1親等内の親族や、これらを代表者とする親会社等から購入したものでないか ・経費の内訳が分からない場合はNo.12も用意してください
11		補助対象経費に係る契約書、 請書、請求書等の写し	・領収書の金額について数量や単価、品番が分かるものか（必要に応じて準備してください）
12		補助対象事業を実施したことが 確認できる写真又は成果品	・遠くから撮った、備品等の全体が分かる写真やカラーコピー（HP等の場合はスクリーンショット等） ・近くから撮った、備品等の品番、商品名が分かる写真やカラーコピー
13		特定創業支援等事業相談 カルテ（様式第2）又は これに準ずるもの	・とよはし創業プラットフォーム参画機関による指導を1か月以上かけて4回以上受けているか ・準ずるものは、以下(1)～(3)のいずれかの写し ○豊橋商工会議所発行 （1）創業塾の修了証 ○金融機関発行 （2）創業希望者相談票 （3）とよしん女性起業塾の修了証
14		とよはし創業プラットフォーム参画 機関による指導及び助言を受け 作成した起業から3年以上の 事業計画書（様式第3）	・すべての項目に記載があるか（競合関係は必ず3つ記載してください）
15		所得証明書の写し	・発行から3か月以内のものの写しで、事業収入がないか （起業前に事業を営んでいないことを証明するため、事業開始前年のもの）
16		許認可証の写し	・許認可を要する業種の場合のみ必要。許認可が不要な場合でも、それを証明するものの写し （例：建設業は、許認可が不要であることの証明できるもの（直近の請求書等の写し））
17		起業してからの収支がわかる資料 の写し	・売上げや仕入れ、かかった経費について、事業者名、取引の年月日、相手方の名称、金額、 日ごとの合計額等を記載したものの写し（会計ソフトで管理している場合は、スクリーンショット等） （例：売上台帳、出納簿、仕訳帳等）
18		債権者登録申請書	・補助金を振り込む口座が記載してあるか
19		通帳の写し	・補助金を振り込む金融機関口座の通帳表紙の写し 及び 金融機関名、預金種目、 口座名義、口座番号、金融機関の支店番号が確認できるページの写し
20		その他	・物件を借りて事業を行う場合は、賃貸借契約書の写し ・市街化調整区域で事業を行う場合は、市長の印が押された「予定建築物等以外の建築等許可申請書」の写し